

高速自動車国道近畿自動車道松原那智勝浦線高架下等利用計画（堺市区間）

1 計画概要

本件は、高速自動車国道近畿自動車道松原那智勝浦線高架下等利用計画の堺市区間5kmのうち、一部について変更するものである。

2 変更箇所及び内容

(1) 変更箇所

高速自動車国道近畿自動車道松原那智勝浦線 畑山第二高架橋及び畑山第三高架橋

(2) 変更内容

今回変更する箇所については、現行計画（平成14年6月11日日本道路公団策定）策定時には利用要望がなかったことから、利用要望があり次第、現行計画に反映することとしていた。

今回、堺市から当該変更箇所を広場として利用したい旨の申し出がなされたことから現行計画を変更するものである。

当該変更箇所がある畑山第二高架橋及び畑山第三高架橋は、近隣商業地域又は市街化調整区域であり、都市計画法上、広場・公園・自動車駐車場等として利用できること、当該変更箇所の隣接地において堺市が今回の要望と同じく広場として利用していること、道路管理上の支障もないことから、当該変更箇所の利用用途を広場に決定し、現行計画を変更するものである。

3 変更後利用計画

(1) 高架下等利用部分の選定

高架下等利用可能箇所図のとおり

(2) 利用用途の決定

別表のとおり

高速自動車国道近畿自動車道松原那智勝浦線高架下等利用計画

【堺市区間 畑山第二高架橋及び畑山第三高架橋】

| 区間名 | 用途地域等 | 周辺土地利用状況 | 前面道路幅員 (舗装道路) | 最寄駅 | 最寄駅 直線距離 | 建ぺい率/容積率 | 利用用途 | 利用用途設定理由 |
|---------|-------------------|----------|------------------|---------------|-------------|----------------------|------|--|
| 畑山第二高架橋 | 近隣商業地域 市街化調整区域 | 住宅地 | 7m | 泉北高速鉄道 深井駅 | 1,050m | 80%/300% 60%/200% | 広場 | <p>本件高架下のうち畑山第二高架橋区間約60mは、都市計画、近隣商業地域又は市街化調整区域であることから、当該箇所の土地利用としては、通常、近隣商業地域においては、広場・公園・駐車場・店舗・事務所等が考えられ、市街化調整区域においては、広場、公園、駐車場等が考えられる。</p> <p>堺市は、だれもが身近なところで気軽にスポーツ・レクリエーション活動に参加できる機会や場の充実に取り組んでおり、当該箇所については、現在ゲートボール場として利用している隣接地と同様にゲートボール場として利用したいとの要望を受けている。</p> <p>よって、左記のとおり利用用途を定めるものである。</p> |
| 畑山第三高架橋 | 近隣商業地域 市街化調整区域 | 住宅地 | 7m | 泉北高速鉄道 深井駅 | 950m | 80%/300% 60%/200% | 広場 | <p>本件高架下のうち畑山第三高架橋区間約70mは、都市計画、近隣商業地域又は市街化調整区域であることから、当該箇所の土地利用としては、通常、近隣商業地域においては、広場・公園・駐車場・店舗・事務所等が考えられ、市街化調整区域においては、広場、公園、駐車場等が考えられる。</p> <p>堺市は、だれもが身近なところで気軽にスポーツ・レクリエーション活動に参加できる機会や場の充実に取り組んでおり、当該箇所については、現在ゲートボール場として利用している隣接地と同様にゲートボール場として利用したいとの要望を受けている。</p> <p>よって、左記のとおり利用用途を定めるものである。</p> |

なお、上記以外の利用用途未定区間については、市街化の状況や道路建設の状況を踏まえて、改めて計画を策定するものとする。